

おトークオフィス・ワンサービス契約約款の廃止

おトークオフィス・ワンサービス契約約款（令和5年4月1日）は、廃止します。

附 則

（実施期日）

- 1 この約款は、令和6年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この約款の実施前に、当社のおトークオフィス・ワンサービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により支払い、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この約款の実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。